

防整技第7184号
28.3.31

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長殿
情報本部長
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

整備計画局局长
(公印省略)

価格に市場性のない機器製造等を含む工事における契約及び履行の適正化に係る改善施策について（通知）

標記について、別紙のとおり定め、平成28年4月1日以降の入札公告から適用することとしたので通知する。

添付書類：別紙

写送付先：防衛監察監

配布区分：施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官

価格に市場性のない機器製造等を含む工事における契約及び
履行の適正化に係る改善施策について

1 はじめに

建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2第1号に規定する建設工事をいう。以下に同じ。）の発注に係る入札・契約手続の競争性、透明性、公正性の確保及びその契約における履行の適正化を図るため、価格に市場性のない機器製造等を含む工事のうち、企業から提出される原価計算方式による見積書を参考に積算価格を算定している工事について、以下の改善施策を推進することとする。

2 改善のための具体的施策

(1) 企業側提出資料の信頼性確保のための施策

① 受注者に対する措置

企業から提出される原価計算方式による見積書は、材料費、加工費、経費及び利益等の要素で構成されている。このうち、材料費については刊行物に記載されている市場価格等を、また、経費及び利益については、防衛装備庁における経费率及び利益率を参考に見積書の適正な査定を行っているものであるが、工数については、個々の契約物件ごとに諸条件が異なることから、企業側から提出された工数を採用せざるを得ない面がある。

かかる観点から、現行の建設工事請負契約書に規定されていない、契約締結後における原価資料の提出義務、関連資料・データの保存義務、帳票類の調査の受入義務及び調査の結果虚偽の資料提出が確認された場合の違約金の支払い義務を特約条項に規定し、併せて、後述する監督及び検査の強化を図ることにより、企業側の提出資料の信頼性を確保するとともに、不正行為の防止を図ることとする。

ア 原価資料の提出義務

契約締結後速やかに、契約額に対応した原価資料の提出を義務付ける。

イ 関連資料・データの保存義務

機器の製作又は役務の実際原価を確認するために必要となる作業報告書、出勤簿及び給与支払明細書に相当する帳票類について、契約完了年度の翌年度まで保存することを義務付ける。

ウ 調査の受入義務

受注者の原価計算システムの適正性を確認するため、発注者が行う帳票類等の調査の受入を義務付ける。

エ 違約金の支払い義務

虚偽の資料を提出又は提示したことが発注者の調査において確認された場合には、過払い額に加えて過払い額と同一金額の違約金の支払いを義務付ける。

② 見積書提出者に対する措置

建設工事発注の際の企業に対する見積依頼は、競争入札にあつては競争参加者全てに対し、また、随意契約にあつては随意契約予定の相手方に対して行われる。

このうち、競争入札の場合には、見積依頼先の全てが契約の相手方となるわけではなく、提出された見積書に記載されている工数の真偽について発注者が確認する手段には自ずと限界があることから、企業側のモラルに期待せざるを得ない面がある。

かかる観点から、見積依頼に際しては、見積依頼書に虚偽の資料提出を禁止する旨を記載することとし、競争参加者の入札条件となる前述の特約条項の効果と併せて、見積書の信頼性の確保を図ることとする。

(2) 監督及び検査の強化

建設工事における監督及び検査は、一般的には、設計図書どおりの品質、性能及び出来型等が確保されているかに重点が置かれているところであるが、さらに受注者から提出された原価資料に記載されている工数等の信憑性を担保するため、工事監督官は、工事現場はもとより、工場製作を含む工事についても、完成検査時等に製作工場に出向き、特約条項に基づく作業報告書、出勤簿及び給与支払明細書等の帳票類の調査を確実に実施するとともに、その結果について関係部署の長に報告することを義務付けることとする。

(3) 積算における過去の実績の活用及び標準化の推進

一般的な建設工事は、市場性が高く類似物件も多数存在する。

発注者は、標準的な作業歩掛や刊行物に記載されている市場単価等を基に、適正価格の算定が可能となっていることから、見積書を参考に積算価格を算定していた工事についても、作業歩掛の標準化等、適正価格の算定が可能となる手法について積極的に検討を行い、可能になったものから実現化を推進する。

(4) 契約手続における競争原理の強化

建設工事の仕様書については、競争性を確保する観点から、従来より、特別な

場合を除き、メーカー指定を見直し、性能表示方式に改善するとともに、性能、仕様が特定のメーカー等の製品に限定されないよう配慮してきたところである。

また、入札に当たっても競争入札を原則とし、さらに競争性を高める観点から、一般競争入札等の導入を図ってきたところであり、随意契約としているものは、予算決算及び会計令第102条の4の規定並びに中央建設業審議会からの建議を受けて定めた「工事請負契約における随意契約のガイドライン」に合致するものに限定してきたところである。

なお、機器製造等を含む工事については、複数の企業による競争入札により実施してきたところであるが、他方、機器等の据付及び試験調整を実施する工事については、大部分が当該機器等を製造したメーカーとの随意契約に依ってきたところである。

しかし、今後は、特定のメーカーが製作した機器等の据付・試験調整工事についても、複数企業の工事実施の可否について十分な調査を行い、競争入札に移行していくなど、より一層の競争性の確保に努めることとする。

(5) 関連機関との連携及び情報交換のより一層の推進

価格に市場性のない機器製造等を含む工事の積算については、発注者が独自に適正価格の算定が可能となる手法について積極的に検討を行い、その実現化を推進する一方、作業歩掛の標準化等ができないものについては、今後とも、多数の類似製品等の調達実績を有する原価計算の手法を参考に、企業から提出された見積書を適正に査定することが適切と考えられ、今後とも、要求機関等との連携を密にするとともに、各省庁との情報交換を密にすることにより、より一層の改善に向けての検討を継続していくこととする。